

市庁舎関係連絡先
 有田市役所／83-1111
 有田市消防本部／83-3119
 有田市立病院／82-2151
 有田市水道事務所／83-2141

有田市文化福祉センター／82-3221
 有田市図書館／82-3220
 初島公民館／82-4159
 港町公民館／82-5957
 箕島公民館／82-2276

宮崎公民館／83-3955
 保田公民館／82-3168
 宮原公民館／88-5524
 糸我公民館／88-5500
 中央地区公民館／82-1093

情報 INFORMATION コーナー

市の人口と世帯数(平成26年3月1日現在)
 人口 30,571人(前月比 -3人)
 男 14,507人
 女 16,064人
 世帯数 11,888戸

福祉サービスを利用している皆様へ

市役所2F 【問】福祉課(内線364)

平成26年度福祉タクシー券

市役所2F 【問】福祉課(内線364)

平成24年4月の障害者総合支援法の改正により、障害福祉サービスを利用する、又は利用を予定している方については、『サービス等利用計画』等を作成する必要があり、随時、市から計画作成にあたりての手続きをさせていただいております。

サービス等利用計画とは、指定を受けた相談支援事業所が利用者を中心とした、支援計画の作成・一般相談・関係者への連携をするために作成する計画です。作成にあたり、障害福祉サービス利用者本人の自己負担はありません。

障害福祉サービス利用者本人の手帳等を持っている方で自宅のヘルパー支援や施設への短期入所又は一時預かりなどを利用できる制度です。

身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A1・A2)及び精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方には、福祉タクシー券(基本料金相当・年間28回分)を発行します。

該当される方は、手帳と印鑑をご持参のうえ、左記にて申請してください。

■身体障害者手帳と療育手帳をお持ちの方↓福祉課
 ■精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方↓保健センター

※市税等に未納のない方に限りです。

一日ドック(人間ドック・脳ドック) 助成制度のお知らせ

市役所2F 【問】健康課(内線343)

自己負担割合が変わります

市役所2F 【問】健康課(内線348)

受診される方は、特定健診受診券(黄色)・保険証・印鑑をご持参のうえ、健康課国保年金係までお越しください。

- 人間ドック…定員 200名 【申込】5月7日(水)～ ※申込日前の受付はできません。
 - 脳ドック…定員 200名 【申込】6月2日(月)～
- ※定員になり次第終了させていただきます。
 ※同一年度内に特定健診、人間ドックまたは脳ドックのいずれか一つのみ受診できます。
 ※昨年度脳ドックを受診された方は、今年度脳ドックを受診できません。

有田市国民健康保険被保険者で、平成26年4月2日以降に新たに70歳になる方は誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から病院等に支払う自己負担割合が2割に変わります。

■70歳以上75歳未満の自己負担割合
 ◇昭和19年4月2日以降生まれの人 / 2割
 ◇昭和19年4月1日以前生まれの人 / 1割
 ◇現役並み所得者※ / 3割

※現役並み所得者
 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、その該当者の収入の合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満であると申請した場合は2割または1割となります。

健診内容	対象	検査内容	受診機関	自己負担額
人間ドック	今年度30～74歳になる方で国保加入者の方(誕生日がS15.4.2～S60.4.1までに生まれた方) (注1)	★診察・血液検査・心電図・胸部X線検査・胃部X線撮影または内視鏡検査等	有田市立病院	7,400円
			桜ヶ丘病院	6,370円
脳ドック	今年度40～74歳になる方で国保加入者の方(誕生日がS15.4.2～S50.4.1までに生まれた方) (注1)(注2)	★脳MRI・MRA検査 ★診察・血液検査等 ※受診機関によって検査項目が異なるため検査費用に差があります。	日本赤十字社和歌山医療センター	24,400円
			和歌山医師会成人病センター	19,000円
			国保日高総合病院	8,430円
			健診センター・キタダ	7,980円

(注1)有田市国民健康保険に6ヶ月以上加入し、国保税の滞納がない世帯に属する方
 (注2)脳外科で診療を受けている方、体内にペースメーカーや金属を入れている方は受診できません。
 ☆人間ドック、脳ドックを受診された40歳～74歳までの方には受診結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方等に保健師、管理栄養士などが個別に健康づくりのサポートをしています。

国民年金についてのお知らせ

【問】和歌山西年金事務所(Tel.073-447-1688) 健康課(内線516)

■「学生納付特例制度」について
 20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。が、学生の方は一般的に所得が少なく、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます)に在学する方です。承認期間は4月から翌年3月までです。

承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。

■「学生納付特例制度」申請について
 平成25年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方へ、4月初旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。

なお、初めて学生納付特例の申請をする方・ハガキが着かない方は、在学証明書等が必要ですが(家族の方が代理で申請する場合、印鑑も必要になります)。

■国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます
 過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方については、平成26年4月から、過去2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。(一般免除・学生特例・若年者納付猶予)

デマンドバス ダイヤ改正

市役所4F 【問】経営企画課(内線219)

5月1日(木)に、市内を循環しているデマンドバスのダイヤ改正を実施します。今回、糸我町の地蔵堂及び初島町のABC公園前に停留所が増えるなど、皆様に利用してもらいやすい改正を行います。

バス停・時刻の詳細につきましては、時刻表をご確認ください(市ホームページで確認できるほか、経営企画課でも配付しています)。

今後とも、市民の皆様、市民の皆様に地域の公共交通機関として親しまれるように努めていきますので、ぜひデマンドバスをご利用ください。



- 運賃
 ◇大人(中学生以上) ひとり一乗車 200円
 ◇小学生・障害者手帳を持っている方 ひとり一乗車 100円
 ※就学前児童は無料です。
 ※高齢者の運転免許証返納証明書を掲示すると、ひとり一乗車100円に割引されます。
- 回数券
 11枚つづりを10枚の料金で販売しています。
 ※4月1日からの消費税率引き上げに伴う運賃の値上げは行いません。
 ※日曜及び祝日は運行していません。

生活環境課からのお知らせ

市役所2F 【問】生活環境課(内線237)

浄化槽は日頃の維持管理が大切です

浄化槽の維持管理は、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務づけられています。

■浄化槽の清掃
 浄化槽は使用していると汚泥がたまり、浄化機能が低下するため、必要に応じて毎年1回以上(全ばっ気方式はおおむね6ヶ月に1回以上)清掃しなければなりません。

■浄化槽の保守点検
 浄化槽の機能を発揮させるために、定期的に保守点検(維持管理)をしなければなりません。浄化槽管理士の資格をもった登録業者に委託して、適正に管理を行ってください。

■浄化槽の法定検査
 保守点検とは別に、毎年1回、法定検査を受検しなければなりません。法定検査については、公益社団法人和歌山県水質保全センター(073-4432164)にお問合せください。

- ごみ出しルール**
- その1. 必ず分別してください。
(生ごみ・プラスチック・缶・ビン・ペットボトル・その他)
 - その2. 収集できないもの(適正処理困難物・産業廃棄物)は出さないでください。
 - その3. 指定日に、指定のごみだけを、指定のゴミ袋に入れ、指定のごみ置き場に出してください。
 - その4. 収集後のごみ置き場に、出したごみが残されていないか確認してください。
 - その5. 残されている場合、お願いシール(赤色)が貼ってあるので、その指示に従って再度分別し直して出してください。
- ※自分たちの使っているごみ置き場は、近所の方に迷惑のかわからないように、自分たちで美しく保つていけるよう心がけましょう。
- ※自分たちが使用している場所以外のごみ置き場には、ごみを出さないでください。

各種福祉手当が改定されます

市役所2F 【問】福祉課

右記手当は4月支給分より改定となりました。なお、いずれの手当も、所得による制限などがあります。

■児童扶養手当 【問】子ども係(内線394)
 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父に支給されます。

■特別児童扶養手当 【問】福祉係(内線284)
 20歳未満で中程度以上の障害のある児童を、在宅で療養・監護している父母等に支給されます。

■特別障害者手当 【問】福祉係(内線284)
 20歳以上の在宅の重度障害者で、国民年金法による1級程度の障害が重複するなどの著しい障害のある方に支給されます。

■障害児福祉手当 【問】福祉係(内線284)
 20歳未満の在宅で重度の障害のある児童に支給されます。

		平成26年3月まで(月額)	平成26年4月から(月額)
児童扶養手当	全部支給	41,140円	41,020円
	一部支給	9,710円～41,130円	9,680円～41,010円
特別児童扶養手当	1級	50,050円	49,900円
	2級	33,330円	33,230円
特別障害者手当		26,080円	26,000円
障害児福祉手当		14,180円	14,140円
福祉手当(経過措置分)		14,180円	14,140円